

令和5年11月14日

## 廃棄物処理施設に関する全員協議会 会議録（要約）

【内容】：それぞれの役割分担、新たな事業計画に対しての課題、その解決策、および新たな事業計画の利点や、事業計画の実効性をどのように担保するのか等についての町執行部・上益城広域連合・事業者（シムファイブス）の認識を確認

### 1. 事業計画に対する御船町・上益城広域連合・企業の役割分担についての認識を確認

#### ① 従前の計画における上益城広域連合、御船町の役割分担はどうなっていたか。

- 当初は、「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」において協議を進めていた。

令和2年度以降は上益城広域連合が事業主体となり用地取得、用地造成、環境アセスメント、施設建設、運営方法の検討など、事業遂行に必要な役割全般を担うことで進めていた。

- 御船町は、上益城広域連合の構成町の一つとしての役割を担う事になっていた。

ただし、従来計画において、周辺インフラの整備や維持管理、地域振興策について具体的役割の検討は行われていなかった。

また、従来計画においても最終処分場が計画されていたため、事業者である上益城広域連合が環境アセスメントを実施し、御船町は環境の影響をうける町として、環境保全に関する意見を県知事に提出する立場だった。

#### ② 新たな計画では、上益城広域連合、御船町、企業（シムファイブス）の役割分担はどうなっているか。

- 上益城広域連合主体の従前の計画から、民間事業者主体の新たな計画へ変更の検討を始めた令和3年10月当初は、御船町の役割と上益城広域連合の役割分担について整理ができていない部分も多く、従前の計画同様、すべて上益城広域連合が主体的に担うかのように理解される説明をした経緯がある。

しかし、令和3年10月の「覚書」締結以降、5町の首長間で協議を重ね、これまで漠然としていた御船町の役割、上益城広域連合の役割についても整理がついてきた。

役割を整理するためにご承知いただきたい「事業の枠組み」が大きく2点ある。

1点目が、「民間事業者が施設を整備・運営し、一般廃棄物処理の統括的処理責任を持つ5町それぞれがごみ処理を委託する」ということ。

2点目が、「民間事業者は上益城広域連合の用地を借り受けて事業を行う」ということ。

上益城広域連合は、「施設整備・運営は行わない」団体、かつ、「そもそも一般廃棄物の統括的処理責任を持たない」団体であるため、その役割は自ずと限られてくる。あくまで5町それぞれが民間事業者に処理委託するという事業の枠組みである。

- 上益城広域連合の役割は、上益城広域連合が用地取得や用地造成及び事業用地の貸し付けを行うので、主にその部分に関する役割を担うことになる。

環境アセスメントの調査の結果、5町が適切と判断すれば、民間事業者側と上益城広域連合が所有する土地の賃貸契約を結ぶ計画なので、契約内容等が守られるように管理監督していくこととなる。また、従来計画に関する説明も、必要に応じて上益城広域連合において実施される。

その他、上益城広域連合を構成する5町間で必要な調整役を担う事となる。

なお、上益城他4町及び上益城広域連合においては、新たな計画への変更検討に対して、御船町に対する協力をお約束頂いている。

- 御船町の役割は、御船町が担当する各種許認可事業に加えて、マミコウロードなどの周辺インフラ整備や維持管理を含めた交通安全対策、地域活性化策、地域住民の不安払しょく、民間事業者が行う環境アセスメントへの対応がある。

また、5町では、それぞれの町民に対する説明は、それぞれが行うという取り決めがあるため、御船町民に対する説明も行っていく。

- 民間事業者(シムファイブス)の役割は、設置運営の主体として、環境アセスメントの手続きを県の条例に沿って適切に実施すること。住民の皆様や御船町からいただいた意見を基に、必要な環境保全対策を確実に実施し、必要なモニタリング体制をしっかりと構築していくことが重要と考えている。

また、施設稼働後の運営に当たっては、産業廃棄物及び一般廃棄物の適切・確実な処理を継続して行い、地域の振興やインフラ整備についても、御船町等と協議しながら、協力していく。

- ③ 部会長：今示された役割分担では、従来計画に比べ御船町の役割が大きく、インフラ整備や維持管理を含めた交通安全対策、地域活性化策など多大な予算が必要な役割もあることなどから御船町が過大な負担を強いられる事とならないか。上益城広域連合及び上益城広域連合を構成する御船町

以外の4町に対して、御船町に対する人的・金銭的支援のようなものは検討されているか。

- 御船町にとっては、上益城広域連合を構成する5町が等しく受ける財政的メリットに加えて、固定資産税や法人税等々、さらなる財政的メリットが大きい計画でもある。
- インフラ関係、交通安全関係、地域活性化等については、施設が立地する町として取り組むべき事業と考えており、町が管理する道路を適正に管理すること、住民の安心・安全の確保、上野地区の今後の発展を目的として御船町において取り組むべき事業と考えている。
- 上益城広域連合及び他4町、または民間事業者に対して、御船町に対する人的・金銭的支援を求めることに関しては、現在のところ考えていないが、今後事業が進む中で、必要に応じて相談することも検討していく。
- また、今後、大きな予算を伴う周辺インフラの整備や維持管理についても、国補助金や企業版ふるさと納税などのあらゆる財源確保の検討を行っていく。
- 上益城広域連合としては、他の4町に比べ、立地町である御船町の負担は大きいと承知しているので、御船町が、他の4町や上益城広域連合の支援などを必要とされる場合は、今後、事業が進む中で検討していきたい。

2. 新たな計画の課題、利点等についてどのように考え、それらに対してどのように対応していくのか。計画の実効性をどのように担保するのかについての認識を確認。

① 新たな計画に対する、御船町民の不安や御船町の課題をどうとらえて、その不安や課題を解決するためにどうすればよいと考えているか。

- 町民の不安としては、計画変更の経緯や、特に交通安全、地下水等に対する不安等があると認識している。
- 御船町の課題としては、まず、従来の計画においても交通量が増加することは明らかであり、新たな計画でも更なる交通量増加が想定されるので、交通量対策が課題であると考えている。交通量増加対策においては、インフラ整備などを通して、御船町として課題解決に必要な対策を講じていく。
- 民間事業者の取水によって地下水が不足するのではないかという懸念に対して、今後は民間事業者だけでなく、御船町としても地下水の涵養対策に積極的に関与すべきと考えている。
- その他、様々な環境影響が心配される事業であるので、民間事業者が行う環境アセスメントを注視しながら御船町としても必要な対策を講じて行くとともに、環境アセスメントの結果等をしっかり住民に周知

することで、住民の不安の払しょくに繋げていくことが必要だと考えている。

- 上益城広域連合としては、御船町の課題解決への取り組みに対し必要な支援を行うと共に、上益城広域連合は「造成工事」及び「土地の貸し付け」を担っていくので、先日説明した配置図等の工事計画に対して、近隣住民の方が不安視されている点については、民間事業者による説明に加えて、上益城広域連合としても適宜説明等を行っていきながら不安払しょくに努めていくなど、土地の造成及び貸し付けに関する課題に対しては主体的に解決に努めていく。
- 民間事業者(シムファイブス)としては、事業主体であるので、不安の多くを解決していかなければならない立場にあると認識している。交通量の増加、地下水利用による地下水の減少、大気質、地下水・河川の水質の悪化、景観の阻害等、住民の皆様の環境悪化への懸念や不安に関しては、環境アセスメントの手続きを確実に進め、適切な予測・評価を行ったうえで、必要な環境保全対策を実施することで、環境への影響の回避または低減を図ることを丁寧に説明していく。加えて、環境アセスメント完了後、5町に事業計画が適切であると判断いただいた後には、環境保全協定及び立地協定を締結することにより、将来にわたる地域の方々の不安解消につなげていきたい。また、これまで、一部事業者が産業廃棄物の不適切な処理によって大きな社会問題等を引き起こしたこともあり、産業廃棄物自体が総じて有毒なもの、危険なものという印象を持っている方が多いことも事実であるので、今回の事業において、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理を適正かつ確実にやっていくことは当然、今回の施設に取り扱いに注意を有する危険なもの、有毒なものは持ち込まないこと、さらには、シムファイブスの母体である大栄環境と石坂グループのこれまでの実績や企業理念を丁寧に説明することで、不安の軽減・払拭に努めていく。

② **新たな計画の利点や御船町民の期待等をどうとらえて、新たな計画の利点を生かし御船町民の期待に応えるためにどうすればよいと考えているか。**

- 施設の立地が予定されている本町としては、最終処分場を整備しないこと、し尿処理場を整備しない事、および、従来の施設に比べ、焼却場における厳しい排出基準を設ける事等による地域の環境負荷軽減が図れる計画であると認識している。加えて、固定資産税、雇用確保やエネルギー活用の可能性など大きなメリットがあり、巨額の設備投資や維持管理を行う必要がなくなるといことは、御船町の一般廃棄物処理が今後安定的に行えるだけでなく、御船町独自の行政サービスなどに予算が使える、中山間部の活性化

等、長年の地域課題の解決にもつなげることができるなどという利点がある計画である。

このような利点に対する町民の期待も大きいと感じている。

町民の期待に応えるために、さらなる町民全体の福祉向上を図ると共に、地域活性化策に関しては、地域のご意見を伺いながら、行政と住民とが共同で、より良い形になるよう取り組んで行く。

- 上益城広域連合として新たな計画は、施設の初期整備費用や維持管理経費の削減など、上益城広域連合を構成する5町が財政的な利益を受けける計画なので、その部分に対する期待も大きいと考える。

また、熊本県の廃棄物が県内で処分しきれていないという現状や、将来にわたる廃棄物の適正処理を考えた場合、産業廃棄物と一般廃棄物を民間の施設で処理し、町などの公共団体も一定の関与を行う当該計画は、一般廃棄物の課題のみならず、廃棄物全体を取り巻く多くの課題解決につながる可能性が高い事業であり、今後全国のモデルケースとなる計画であると捉えているので、上益城広域連合としても期待は大きいものとする。

民間事業者(シムファイブス)は、地域の信頼と安心、地域との共生が企業理念でもあるので、御船町や上益城広域連合そして町民の期待に応えるために最大限の努力を払う。

民間事業者(シムファイブス)としては、御船町内から排出される一般廃棄物の処理を適切かつ継続的に行うと共に、地域内での雇用、新たな施設を環境学習施設として活用いただくことや地域へのエネルギーの供給、堆肥の農業での活用等々、御船町や地域の方々と相談しながら地域の振興へ寄与することにより、御船町民及び地域の方々の期待にこたえたい。

### ③ どのように計画の実効性を担保するのか。

- 御船町としては、立地協定及び環境保全協定が締結された場合、上益城他4町と共に一定額の出資を行い、町民の不安払しょくのために将来にわたって適切な監視ができる体制を構築することを予定している。

併せて、産業廃棄物処理業者の指導的立場である熊本県と連携し、指導のあり方等についても検討して行く。

- 上益城広域連合としては、環境アセスメントの結果、5町が適切と判断すれば、民間事業者側と上益城広域連合が所有する土地の賃貸契約を結ぶ計画なので、土地所有者として契約内容等が守られるように管理監督していく。
- 民間事業者(シムファイブス)としては、まず、私どもの会社及び業態は、地域の信頼がなければ事業拡大はおろか、企業としての存続すら出来ない会社であり業態であることをご理解いただきたい。

仮に、営利に走り、地域の信頼をないがしろにするようなことがあれば、それは、企業として自らの首を絞める行為にほかならず、企業の存続自体にもかかわることなので、決してそのようなことはない。

私どもの会社は、地域の信頼を得ながら、ここまで成長してきた会社なので、約束した計画や協定などをないがしろにすることなど決してないことを確約する。

また、施設の稼働に当たっては、御船町及び上益城広域連合が説明されたとおり、5町から事業会社に対して出資して頂くこと、上益城広域連合所有地を民間事業者が借り受ける形で施設の整備運営を行うことが予定されているので、出資者である5町及び土地所有者である上益城広域連合の監視・監督のもと、適切な運営を行っていく。

- ④ 廃棄物に関しては、リデュース・リユース、リサイクル（3R）の取り組みを促進し、廃棄物自体の減量化を図るべきではないか。人口減少社会において、このような取り組みを促進することにより、そもそも、計画されているような大きな廃棄物処理施設を作る必要性がないのではないか。などといった意見が町内でも聞かれるが、このような意見に対しての認識はどうか。

- まず廃棄物行政においては3Rの取り組みを促進し、廃棄物自体の減量化を図ることが根幹にある。

また、社会生活により必然的に一定量の廃棄物は生じるので、それらの廃棄物を適切に処分する体制の構築も同じく廃棄物行政の根幹である。

一般廃棄物においては、各自治体や一部事務組合等に法的責任が課され域内処理が徹底されているが、産業廃棄物においては、熊本県においても多量の産業廃棄物が県外へ搬出されている現状がある。

新たな計画の事業規模は、上益城5町の一般廃棄物の量と熊本県外に搬出されている産業廃棄物の量などを勘案し民間事業者が設定した規模であると承知しているので、過大な規模の施設ではないと認識している。

- リサイクル等の徹底によって廃棄物の減量を図るという流れについては、国においても従前から提唱されており、民間においても、また、自治体においても各種の取り組みが進められているのは承知のとおり。

民間事業者（シムファイブス）として、今回の施設においても、場内リサイクル施設において、資源化可能なものは、可能な限り資源化を図るなど、3Rの取り組みを徹底し促進することにより、廃棄物自体の減量化に資する施設となっている。

しかしながら、3Rの取り組みが進められている中においても、現状として、多くの産業廃棄物が県外に搬出され処理されている実態がある

のも事実です。これらの廃棄物を県内において適正に処理するため、さらには近年頻発する広域的な災害に備えるためにも必要な施設であり、決して過大な規模の施設ではないと認識している。

### 3. その他

#### ① 給水計画 1 日 250 トンというのは、毎日 250 トン地下水をくみ上げる計画か。

- 毎日 250 トンの地下水をくみ上げる計画ではなく、施設で使用する水の最大使用量が一日 250 トンという計画である。

ただし、環境アセスメントにおける地下水使用による地下水量への影響については、仮に施設で使用する水の最大使用量である 250 t の全部を地下水使用量とした場合について、影響を予測・評価することとしている。

地下水については、今後、環境アセスメントの中で、その水量や水位を調査することとしており、また、地下水のみに頼るのではなく、調整池にたまった雨水の活用も検討している。

具体的な地下水の使用量は、地下水の水量等の調査結果及び雨水活用の検討結果などを踏まえ、準備書以降の段階において決定することになる。

なお、地下水使用量の削減に合わせ、周辺水田への冬場の湛水や林地を活用した水源涵養対策等についてもしっかりと取り組んでいきたい。詳細については今後、民間事業者と御船町とで協議して詰めていく。

#### ② 環境アセスメントには民間事業者が実施するものなので、すでに相当額の負担が生じている。仮にアセスメントの結果が良くなかった場合、事業者として正しい判断ができるのか。（事業を中止する決断ができるのか）

- 協定の中で、環境アセスメントに関する費用は民間事業者の負担となっている。環境アセスメントの結果、仮に事業計画を大幅に変更しなければならなくなるとか、根本的に事業がどうしてもできないということになった場合においても、負担は民間事業者ということで覚悟してこのアセスメントに臨んでいる。

#### ③ 有機フッ素化合物について、大栄環境グループが所有する他既存の産業廃棄物処理施設において、調査や検査は行われているのか。

- 有機フッ素化合物については、廃棄物処理に際してまだ国の基準が明確化されていない新しいタイプの物であり、調査を継続的にされている状況と考えるが、詳細は承知していない。持ち帰る。

(後日回答分)

- 大栄環境グループで所有する最終処分場からの処理水（放流水）については、排水基準に定められている「フッ素及びその化合物」を測定している。
  
- ④ 新たな事業を行う民間事業者に対し出資する計画があるが、上益城広域連合として出資するのか。出資する場合の割合はいくらか。
  - 上益城広域連合で出資を計画しているのではなく、上益城5町が出資する計画で進んでいる。割合については未定だが、会社法に定める一定の関与ができるような割合になると想定している。
  
- ⑤ 環境アセスメントにおける現地調査のスケジュールはどうなっているか。
  - 現在は、現地調査の具体の方法等を示した環境アセスメントの方法書段階にある。県の審査会で審査いただき、県から意見をいただいたうえで、来年1月以降に実際の現地の調査に入っていく。事業計画を元にして調査、予測、評価等を行うのが環境アセスメントであり、実際の現地調査はあと1年ぐらいかけて行う。その後準備書の作成・公表、評価書手続き等を行うことになり、環境アセスメントの手続きが全て完了するのは、令和7年度末頃と考えている。
  
- ⑥ 今後とも、住民の不安に対応するような説明会等を行っていくのか。
  - 民間事業者による環境アセスメント調査は、来年1月から現地調査に入る。その後の準備書段階においては条例に基づき対策や評価が公表され、条例に基づき民間事業者によって説明会がなされる。その中で、しっかり根拠を示して、住民の不安を払拭していくということになる。
  - 上益城広域連合としては、環境アセスメント終了後、造成工事等に入っていく計画なので、その場合は、上益城広域連合においても説明会を開催したい。  
個別の問い合わせや説明の要請にも適宜対応をしていく。
  
- ⑦ 施設整備予定地は、土地がまだ、100%取得できていなかったと思うが現状はどうか。もし土地が取得できない場合はどうなるのか。
  - 土地の取得状況は現在97.8%、全108筆中105筆を取得している。残りの用地については事業用地の端にあるので、事業に特に影響はないが、立地としては重要な用地ではあるので、上益城広域連合として継続して用地交渉に努めていく。仮に取得ができない場合は、用地から外すなどといった検討をしていきたい。
  - 民間事業者（シムファイブス）としては、上益城広域連合から土地を借りて、事業を実施するため、取得できない場合は、その土地を外した形で事業を施行する。

⑧ 焼却炉はいったん焼却を始めたならなかなか止めることができないのではないか。1日最低どの程度処理しなければならないのか。

- 焼却炉の詳細設計はまだ完全に固まっていないので、継続して燃やせるか、1日最低どのくらいの量が必要かなどについてはまだ答えることができない。一時的にごみが来ない場合などは炉を止めることになる。持ち帰る。

(後日回答分)

- 運転に必要な廃棄物の最低量という定めはない。搬入されるごみの量が少ない場合には計画的、効率的な運転に努める。

⑨ ゼロオプションについて、わかりやすく簡潔な説明を求める。

- ゼロオプションとは、環境アセスメントの配慮書段階において、事業を実施（施設を整備）せずに、事業目的を達成する案を考えるという制度であり、民間事業者自らが提供できない案は検討の対象にならない。

今回の事業は、産業廃棄物と一般廃棄物の両方を適正に処理する焼却施設等を整備し運営することが目的であり、事業を実施しなければ目的は達成できないことからゼロオプションは設定していない。

なお、ゼロオプションはあくまでも環境アセスメントの配慮書段階における検討項目の一つであり、配慮書段階でゼロオプションを設定しないからといって事業を計画通り実施することが決まっているという性質のものではない。

環境アセスメントの結果、必要な対策を講じたとしても環境への重大な影響が避けられないことが判明した場合には、事業の根本的な見直しや中止ということもあり得る。

⑩ 町長が説明会で発言した「このまま突っ走っても良かった…」とはどういう意味か。

- 当該発言は令和3年度に御船町が主催した説明会における町長の発言だと思うが、令和4年6月議会一般質問において、藤木町長が「言い方が悪く誤解を与えてしまった」と発言が真意と異なることを弁明し、その上で「今回の事業において、本来事業主体である上益城広域連合内に設置されております熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が説明を行うことですが、地元の理解が最重要であるという私の思いから、最初に私自身が直接御説明をさせていただきたいということをお願いしたところでした」と答弁をしている。

今回、御船町と上益城広域連合の役割分担についてお答えしたが、令和3年度当時本町においては役割の整理ができておらず、上益城広域連合、または協議会において説明されるべきという認識を一部で持っていた。その認識に従って、上益城広域連合等による説明でもよかつ

たが、やはり御船町長として率先して説明の場に立つべきと判断し、説明会開催に至った、ということを用意して発言したものである。

- ⑪ 事業用地を所得したのは、熊本中央一般廃棄物処理施設促進協議会か、上益城広域連合か。
- 事業用地を取得し登記したのは特別地方公共団体である上益城広域連合。熊本中央一般廃棄物処理施設促進協議会は任意団体なので、土地の取得などはできない。
- ⑫ 土地の売買契約では産業廃棄物の処分に関して何ら記載がない。契約に疑義を持っている地権者もいるのではないか。何か対応が必要ではないか。
- 契約書に対して現時点で上益城広域連合に対する疑義の申し出はない。土地の売買に関する契約書に関しては、法令に照らし合わせても問題はないと考えている。従来の計画から民間主体である新たな計画への協議が始まって以降も、上益城広域連合として御船町主催の説明会に同席し説明を行い、上益城広域連合の広報誌でもお知らせしている。
- ⑬ 従来の計画から新たな計画へ正式に計画変更がされるのは、どの段階か。
- 環境アセスメントが完了し、5町が民間事業者との立地協定等を締結した段階だと考えている。
- ⑭ 施設整備予定地が、阿蘇4火災流体積物分布地であることから地盤自体が適切じゃないのではないかと不安を持つ町民がいることについては把握しているか。
- 把握している。用地の適正については従前の計画において評価委員会で評価され選定されている。現在民間事業者によりボーリング調査等の地質調査が進められ、支持層もきちんと確認されている。仮に構造物等への影響がある場合等には、地盤改良などにより適切に進められると承知している。
- ⑮ 施設整備予定地の敷地造成工事により、雨水などの表流水が従来の水系ではなく、別の場所に流れ出したりすることはないか。
- 施設整備予定地に降った雨等の表流水については、調整池を設け流量を調整しながらももとの水系（川内田川）に流すことにしているので、別のところに流れ出ることはないと考えている。
- ⑯ 調整池から川内田川に流すという水は御船川にも届き農業用水にも使われるが汚染等の心配はないのか。例えば合併浄化槽からの排水と比べるとどうなのか。

- 廃棄物等に接触した水、接触する可能性のある水をすべて回収し、焼却炉内で噴霧するなどして使用し、全量を施設内で処分する計画なので、汚水や汚染の可能性のある水は排出しない。
- 合併浄化槽からの排水の単純な比較は難しいが、敷地内で廃棄物等と接触しないところに降った雨水を調整池にためて、流量を調整しながら排水することになるので、基本的に普通の雨水であり何かに汚染された水ではない。しかし、念のためにモニタリング調査は行う事としている。

**⑰ TSMC の熊本進出と今回の新たな事業計画に何らかの関係性があるのか。**

- 新たな事業計画と TSMC の熊本進出計画の時系列について説明する  
今回の事業計画を熊本県に相談したのが令和 2 年 1 2 月であるので、民間事業者が事業について計画したのは、令和 2 年 12 月以前ということになる。熊本県から御船町を含む 5 町に打診があったのが令和 3 年 3 月であり、その後、令和 3 年 10 月 1 日、民間事業者と 5 町間において「協議を開始する旨の覚書」を交わした。その覚書締結より後、令和 3 年 10 月 14 日に TSMC の熊本進出が発表された。  
TSMC 進出計画のような非常に大きい進出計画は、社会的に大変大きな影響を与えることが想定される計画であることから、TSMC 側も情報管理に注意を払っていたことは言うまでもない。  
新たな事業計画を提案した民間事業者を含めた外部の者も当然、発表当日まで進出計画を知る立場にないことから、TSMC の進出を見越した事業計画を策定すること自体出来ず、TSMC の熊本進出と今回の新たな事業計画策定には全く関係性がない。

**⑱ 新たな計画では、最終処分場が整備されなくなったが、最終処分はどこで行う計画か。山都町に計画が持ち上がり、現在一旦撤回されているが、再提出されるといふ話もある最終処分場で最終処分を行うのか。**

- 最終処分については、既設の県内民間最終処分場への搬出を想定し計画している。  
山都町に計画されている最終処分場については、民間事業者の計画策定時には明らかになっていなかったことから、事業計画で最終処分先として想定することはできず、本事業計画と何ら関係性はない。  
現時点においてもそこへの最終処分について何ら検討していない。

**⑲ 1 日往復 600 台の車が通る計画ではないのか。車両の通行時間帯は昼間の時間帯に限られると思うが子供の通学等に支障はないか。**

- 施設への搬出入車両については、計画上の数値は最大値で想定し、産業廃棄物運搬大型車が 54 台・中型車小型車が 46 台、一般廃棄物の車両が現状の 3 施設合計で 230 台、総計 330 台となっている。

- 車両の通行時間帯における課題に関しては、環境アセスメントで予測、評価を行いながらそれぞれの対策を検討し、準備書以降の段階で示していく。

⑳ 予定地の造成工事等が原因で道路に支障が出た場合の補修等は、御船町の負担となるのか。

- 一般論としては、原因者が特定していれば、原因者の負担となるが、原因者の特定が難しい場合は、造成工事等施工者と道路管理者との協議もあり得ると考える。

令和5年11月14日(火)

3階会議室

- 1 開 会 (副議長)
  
- 2 議長あいさつ
  
- 3 協議事項
  - (1) 廃棄物処理施設に関する質問について
  
  - (2) その他
  
- 4 閉 会 (副議長)